

企業が知りたいおきたい！

年収の壁とライフプランの話

有限会社ココ・DE・プランニング

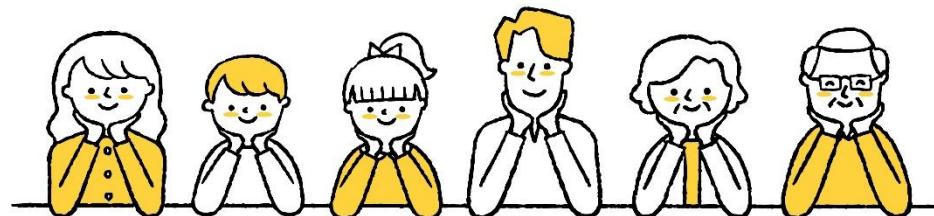
本日のテーマ

【1】 ライフプランの話

～ 少し先の未来を想像してみよう！～

【2】 年収の壁の話

～ これからの働き方について考えてみよう！～



【セミナーの目的】

- どんな年収の壁があるのか知りたい
- 年収の壁を気にして働き控えをしている
従業員がいるので相談に乗ってあげたい
- 扶養から外れると手取りがどのくらい
変わるのか知りたい

【年収の壁について知るメリット】

- 就労やキャリアの選択肢が広がる
- 手取り収入の増加
- 将来の年金受給額の増加
- 社会保険給付の受け取り
(傷病手当金、出産手当金)

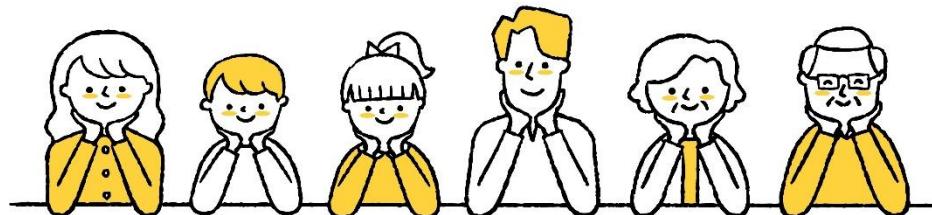
本日のテーマ

【1】 ライフプランの話

～ 少し先の未来を想像してみよう！～

【2】 年収の壁の話

～ これからの働き方について考えてみよう！～

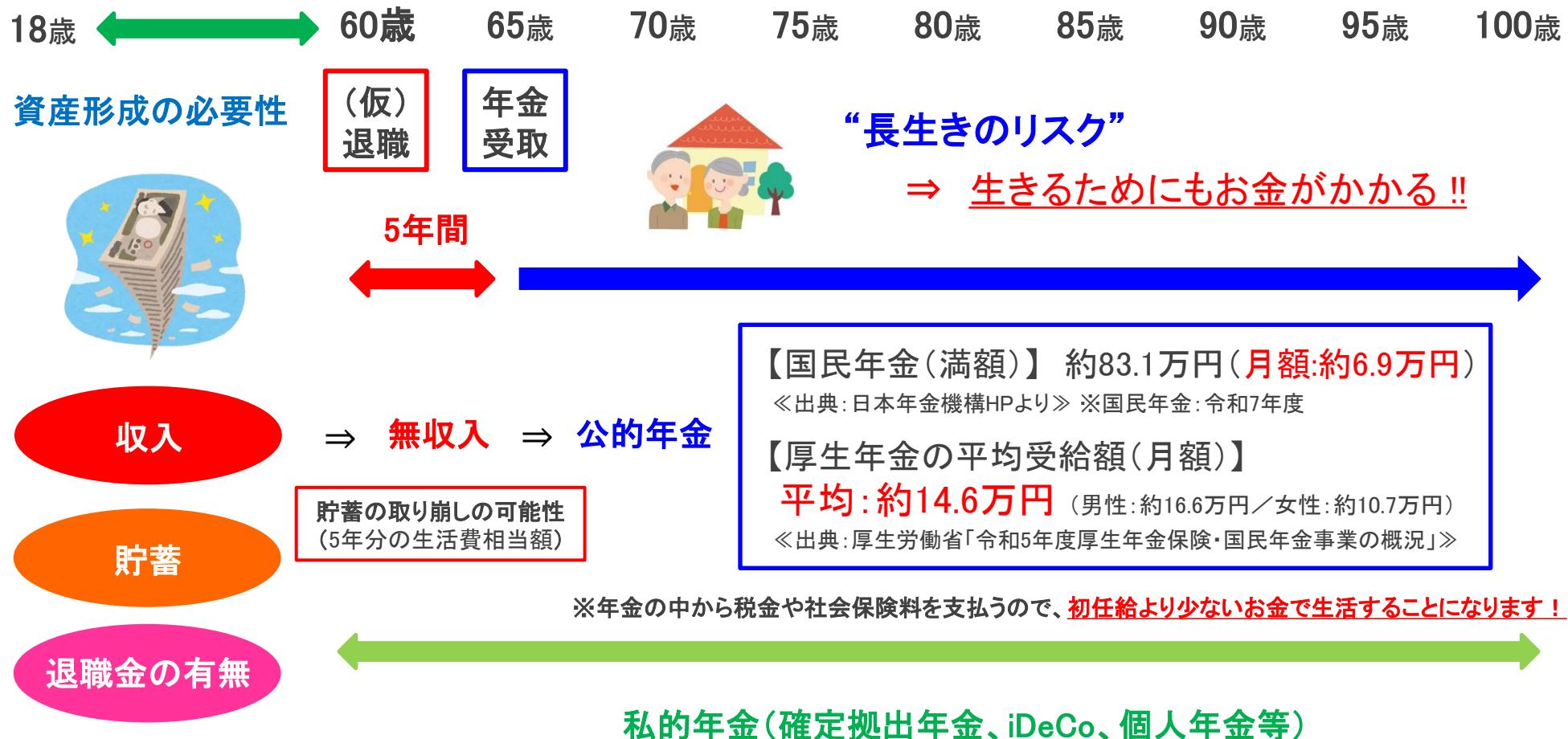


【質問】

国民年金の満額はいくら？

【回答】

【老後の生活イメージ】



【生涯の収入と支出を考える】



【お金の増やし方の基本】

- ① 収入を増やす (稼ぎ方・働き方) ← **自己投資**
- ② 支出を減らす (使い方・貯め方・借り方・守り方)
- ③ お金に働いてもらう (増やし方)

収入 < 支出 → 支出 < 収入

赤字 黒字

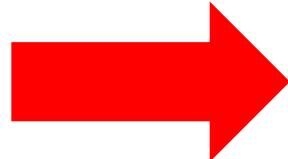


【生涯賃金(30年間)】

(例) 現在30歳

年間の手取り額 100万円

60歳まで働く場合



年間100万円



年間200万円

+

自分の年金を
増やせる

3,000万円の手取り増で…

(例) 教育資金問題が解決!!

(例) 住宅購入が可能に!!



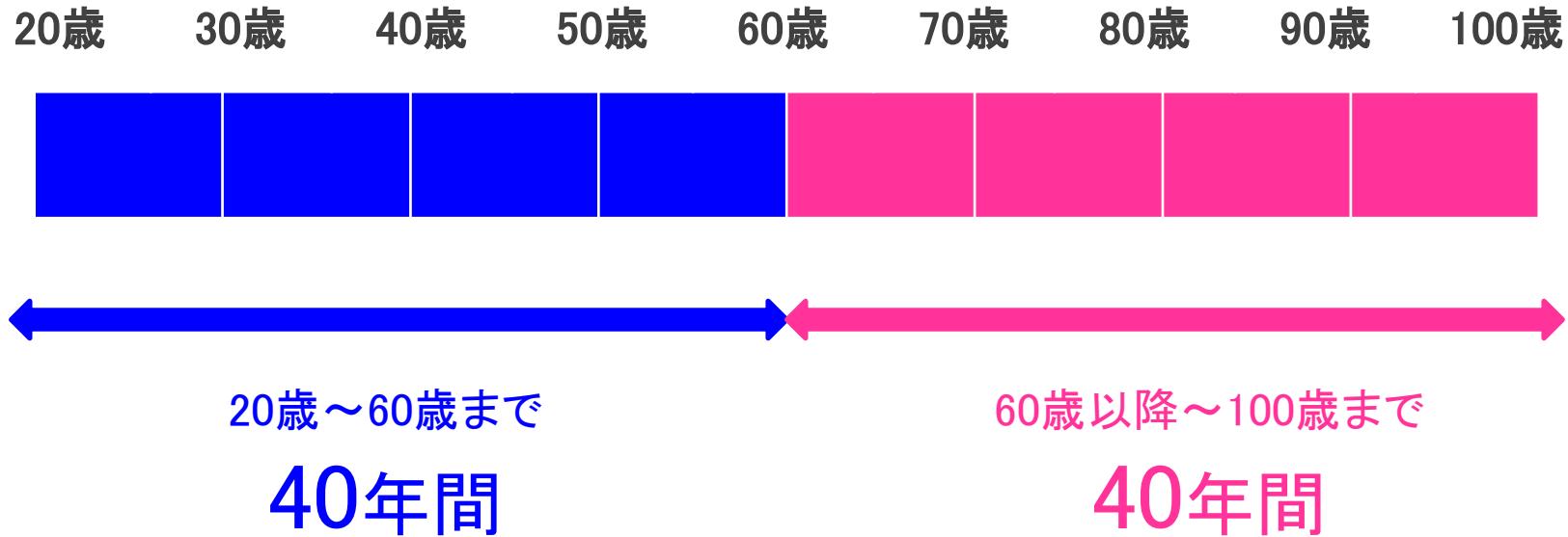
【年収の壁とライフプラン①】

年収の壁 < ライフプラン



目先の損得よりライフプランを
考える方が大事！

【年収の壁とライフプラン②】



→ 少し先の未来を知る・考える・計画する

【補足①】管原家の自動車関連費の総額



管原家(41歳夫婦)
今後の自動車関連費



約5,300万円



9年毎／新車／軽自動車／75歳まで

購入費

880万円
220万円 × 4回



7年毎／中古車／普通車／80歳まで

購入費

1,500万円
250万円 × 6回

維持費

1,365万円
35万円 × 39年(80歳まで)

ガソリン代／自動車税／保険料／車検代／タイヤ購入／点検費用など

維持費

1,540万円
35万円 × 44年(85歳まで)

ガソリン代／自動車税／保険料／車検代／タイヤ購入／点検費用など

【補足②】41歳夫婦・管原家の支出の想定

お小遣いの総額 約5,000万円 35,000円 × 12ヶ月 × 59年 × 2人	子どもの大学費用 約1,250万円 1,250万円 × 1人
住宅購入費(建壳) 約6,000万円 借入4,000万円／利息2,000万円	自動車関連費 約5,300万円 車の購入費＋維持費

▶ **1.7 億円以上**

基本生活費は？ 保険料は？
家電の買換えは？ 老後資金は？
住宅の修繕費は？
保育料は？
教育費(習い事代)は？

【年収の壁とライフプラン③】

年収の壁 < ライフプラン

【お金の不安を解消する方法】 → 3つの“わからない”を“わかる”に変える！

収入

- ・どれくらいもらえるのか“わからない”
(勤労収入、退職金、年金、iDeCo、個人年金 など)

支出

- ・どれくらいお金がかかるのか“わからない”
(今の生活費、老後の生活費、医療費、介護費用 など)

貯蓄

- ・収入と支出がわからないと、老後のお金が足りるかどうか“わからない”

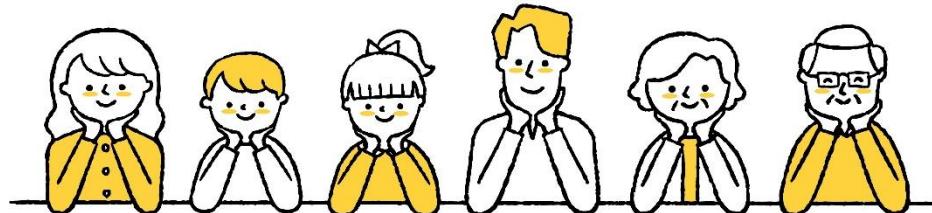
本日のテーマ

【1】 ライフプランの話

～ 少し先の未来を想像してみよう！～

【2】 年収の壁の話

～ これからの働き方について考えてみよう！～



【年収の壁とは？】

収入が一定額を超えると、税金の発生や社会保険料の負担が生じ、結果的に手取りが減ってしまう現象が起こります。

これらの現象の境界線を…
『年収の壁』と言います。

【年収の壁の種類】

① 税金に関する壁 ← 壁の変更あり

… 所得に対して「税金」が課税される

② 社会保険に関する壁 ← 壁の変更あり

… 社会保険料の支払いが発生する

③ 配偶者手当に関する壁 ← 壁の変更あり

… パート労働者の配偶者の収入が変動する

(出典) 厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは?

【年収の壁】

…社会保険に関する壁

…税金に関する壁

年収の壁	詳細	補足
106万	社会保険の支払いが生じる年収（従業員51人以上）	超
110万	住民税の支払いが生じる年収	超
123万	配偶者控除・扶養控除が受けられなくなる年収	超
130万	社会保険の支払いが生じる年収（従業員51人未満）	超
150万	19歳以上23歳未満の学生アルバイトの扶養控除の壁	以上
150万	特定親族特別控除が満額受けられなくなる年収	超
160万	所得税の支払いが生じる年収 配偶者特別控除が満額受けられなくなる年収	超
188万	特定親族特別控除が受けられなくなる年収	超
201万	配偶者特別控除が受けられなくなる年収	201.6万以上
1,000万	配偶者控除・配偶者特別控除が受けられなくなる年収 (納税者本人の合計所得金額が1,000万円超)	超

←【改正】100万円から110万円に引き上げ
←【改正】103万円から123万円に引き上げ
←【改正】130万円から150万円に引き上げ
←【新設】19歳以上23歳未満の親族の所得金額に応じて段階的な所得控除が受けられる制度
←【改正】103万円から160万円に引き上げ
←【新設】

※ 住民税は、自治体によって金額基準が異なります。

(注) 詳細等については、顧問税理士・社会保険労務士にご確認ください。

【税金・社会保険料の負担のイメージ】

	110万円以下	110万円超	130万円超	160万円超
所得税				5%
住民税			10%	
社会保険料				15%

※ 住民税は、自治体によっては金額基準が異なります。

※ 社会保険料は、従業員数51人未満の場合を用いています。

〔社会保険料の補足〕

種類	料率
健康保険料	9.94%
厚生年金保険料	18.30%
介護保険料	1.59%
合計	29.83%

← 労使折半なので約15%

(出典) 協会けんぽ『令和7年度保険料額表(令和7年3月分から)』から島根県を抜粋

【年収の壁の一覧表】

年収の壁	① 税金に関する壁		② 社会保険に関する壁		③ 配偶者手当に関する壁	
	本人（扶養される側）				配偶者（扶養する側） ※ 合計所得金額が1,000万円以下	
	住民税	所得税	従業員51人以上	従業員51人未満	配偶者控除	配偶者特別控除
106万	×	×	○	×	○	×
110万	○	×	○	×	○	×
123万	○	×	○	×	×	○
130万	○	×	○	○	×	○
150万	○	×	○	○	×	○
160万	○	○	○	○	×	○ (減少)
188万	○	○	○	○	×	○ (減少)
201万	○	○	○	○	×	×

※ 別途、扶養控除もありますが、上記の一覧からは除外しています。

※配偶者の勤務先からの手当が減る可能性有
(例) 配偶者手当、家族手当、扶養手当

【社会保険に関する壁】

106万円の壁

⇒ 段階的に縮小・撤廃

お勤め先の企業規模によって、健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生する年収

※現在は、「従業員101人以上」の会社にお勤めの方が対象、令和6年10月から「従業員51人以上」の会社にお勤めの方にも適用を拡大

※加入要件は企業規模以外に、月額賃金8.8万円（年収計算で約106万円）、週の労働時間が20時間以上などがある。

※月額賃金8.8万円の要件を廃止予定

⇒ 週20時間以上の勤務で社会保険加入

- ・従業員36人以上の企業 … 2027年10月適用
- ・従業員21人以上の企業 … 2029年10月適用
- ・従業員11人以上の企業 … 2032年10月適用
- ・従業員10人以下の企業 … 2035年10月適用

130万円の壁

上記以外のお勤め先の場合に、
国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが発生する年収

（資料の出所） 厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは？

【社会保険に関わる壁 補足①】

年収106万円、130万円の壁の算定対象となる収入

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当 など	時間外手当 休日手当 など	賞与 など	不動産収入 事業収入 配当収入 など
106万円の壁	●	—	—	—	—
130万円の壁	●	●	●	●	●

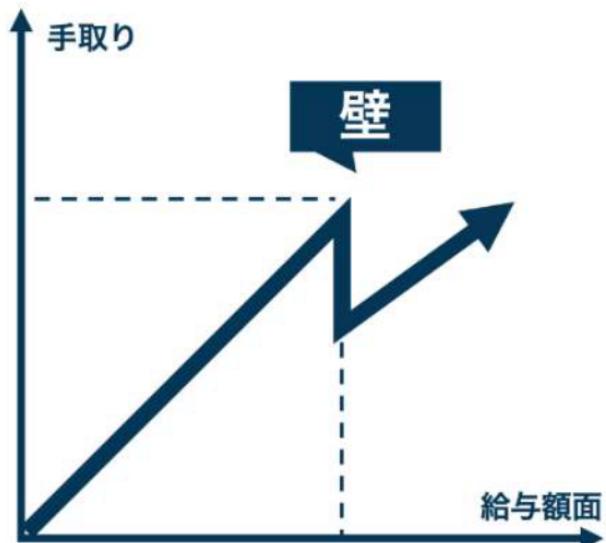
(資料の出所) 厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは?

【社会保険に関する壁 補足②】※従業員51人以上の会社で年収106万を超えた場合

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

社会保険の適用拡大によって、要件を満たすパート・アルバイトの方は健康保険・厚生年金保険への加入の対象となり、将来の給付が増えるものの、社会保険料負担（約15%）が発生し、手取り収入が減少します。

手取り収入の変化（イメージ）



「年収の壁、突破へ」（首相官邸ホームページ）
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/nennsyunokabe/index.html>) を
加工して作成

（例）月額給与98,000円の場合の
手取り月額（概算）

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税（※1）	0円
手取り月額（概算）	83,500円

年間で**約166,800円**の社会保険料
が給与から差し引かれることになります。

※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なるものとなる場合があります。

（資料の出所）厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは？

【社会保険に関する壁 補足③】

社会保険加入による手取り月額（概算）について考えてみましょう。ご自身の手取りについて、シミュレーションもできます。

↑
加入前
↓
加入後

▼国民健康保険・国民年金に加入

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	17,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円(※2)
手取り月額(概算)	76,600円

▼社会保険の扶養の範囲で働く

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	500円
手取り月額(概算)	96,900円

私たちの社会保険料はどうなりますか？



▼社会保険に加入して働く

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円
手取り月額(概算)	83,500円

保険料の半分は会社が支払うのですね！



ご自身の手取りの変化を計算してみましょう！



手取りかんたんシミュレーター



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/sakuhin/kyouhou/syogai/simulator.html>

※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。

※2 このケースでは毎月の所得税額が生じますが、年末調整で国民健康保険料・国民年金保険料の支払額が反映され、納付済み分は還付されるため、0円と表記しています。

（資料の出所） 厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは？

【社会保険に関する壁 補足④】

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます。

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

↑
加入前
↓
加入後



(資料の出所) 厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは?

【社会保険に関する壁 補足⑤】

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

✓ 医療メソット

1分で分かる! 動画はこちら ➡ QRコード

1 傷病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。※1**

病気またはけが発生

出勤 休み 休み(支給あり)

1~3日目(土日休も含む) 4日目以降(土日休も含む)

※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

2 出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間
給与の2/3の金額が受け取れます。※2

出産

出産前42日(支給あり) 出産後56日(支給あり)

休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

(資料の出所) 厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは?

【社会保険に関する壁 補足⑥】

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます

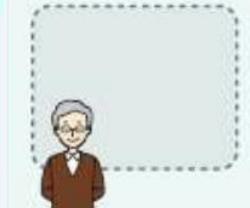
1分で分かる！動画はこちら ➝



✓ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前(国民年金のみ) → 加入後(国民年金 + 厚生年金保険)



老齢基礎
年金

老後の備え



障害基礎
年金

障害への備え



遺族基礎
年金

死亡への備え

老齢厚生
年金



老齢基礎
年金

老後の備え

障害厚生
年金



障害基礎
年金

障害への備え

遺族厚生
年金



遺族基礎
年金

死亡への備え

(資料の出所) 厚生労働省『年収の壁について知ろう』あなたにベストな働き方とは？

【社会保険に関する壁 補足⑦】

いわゆる「130万円の壁」



私の場合、年収130万円を超えると扶養から外れてしまうから働く時間を調整しないといけないな…

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代も含む全ての収入)に基づいて行われます

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明（事業主証明）することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です

例：毎月10万円（年収120万円）で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



（資料の出所）厚生労働省『就業調整する前に確認してみませんか？』

【年収の壁・支援強化パッケージの概要】

①「106万円の壁」への対応

- ◆ 企業への支援：キャリアアップ助成金「社会保険適用時待遇改善コース」

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働く環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

【厚生労働省HP】

- ◆ 社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

該当箇所のQRコード



②「130万円の壁」への対応

- ◆ 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

※ 配布資料(別紙)に
概要の記載有

③「配偶者手当」への対応

- ◆ 企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表しました。

(出典) 厚生労働省HP「年収の壁・支援強化パッケージ」

【基礎控除の見直し】

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1) 令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 475万1,999円以下	88万円 ^(注2)	
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 665万5,556円以下	68万円 ^(注2)	48万円
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 850万円以下	63万円 ^(注2)	
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 2,545万円以下	58万円	

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

□ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

(資料の出所) 国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」

(注) 詳細等については、顧問税理士にご確認ください。

【給与所得控除の見直し】

(2) 納入所得控除の見直し

イ 納入所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下		55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%+8万円

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

□ 納入所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

（資料の出所）国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」

（注）詳細等については、顧問税理士にご確認ください。

【特定親族特別控除の創設】

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」とおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

（資料の出所）国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」

（注）詳細等については、顧問税理士にご確認ください。

【扶養親族等の所得要件の改正】

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

（資料の出所）国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」

（注）詳細等については、顧問税理士にご確認ください。

本日のまとめ

【1】 ライフプランの話

～ 少し先の未来を想像してみよう！～

【2】 年収の壁の話

～ これからの働き方について考えてみよう！～

